

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和5年3月9日（木）午前8時50分頃
- 2 事故発生場所 加古川市加古川町木村280番1地先
市道西校栗津線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市内 団体
- 4 事故の概要 市道西校栗津線を西進中の市公用車が、停止中の相手方車両とすれ違う際に接触し、相手方車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 右クォータパネル、リアバンパーその他
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和5年4月27日 示談成立日：同年4月27日
- 7 損害賠償の額 309,000円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金309,000円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方に支払われる。